

助成対象経費（例）

- ・在庫管理の短縮のための POS レジシステム導入
- ・送迎時間の短縮のためのリフト付き特殊車両の導入

また、一定の要件を満たす特例事業場であれば、

- ・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
- ・広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設

などが助成対象経費となります。

○ 詳しくは、

神奈川働き方改革推進支援センター

電 話：0120-910-090

受付時間：平日9:00-17:00

または

業務改善助成金コールセンター

電 話：0120-366-440

受付時間：平日8:30-17:15

にお問い合わせください。

さらに、厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。



厚生労働省のインターネットサイトから、
「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）
がダウンロードできます。

マニュアルの内容については、最新の状況をご確認ください。